

令和8年度キャリア教育推進事業「キャリア教育コーディネーター活用事業(小中学校)」 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度キャリア教育推進事業「キャリア教育コーディネーター活用事業(小中学校)」業務委託

2 業務の目的

産業・経済をはじめとした社会の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化している。

このような中で、児童生徒一人一人が将来の職業を考え、主体的に進路を決定し、学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにするキャリア教育を一層推進していく必要がある。現在、小中学校においては、教員が多忙な業務の中で、職場体験活動などの取組を行っているが、その企画や調整には、多くの時間と人手がかかるため、各学校のキャリア教育を推進していく上での課題となっている。

こうした状況を大幅に改善するとともに、教員の多忙化を解消するため、キャリア教育に関する専門的な技術、手法、情報、経験などを有するキャリア教育コーディネーターを活用することで、学校と企業との橋渡し役として、学校の取組を支援し、受入先の開拓・連絡調整等を行い、効果的・効率的なキャリア教育の促進を図ることを目的とする。

3 業務の内容

一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会が認定するキャリア教育コーディネーターの資格を有する者(8名)を雇用し、以下の業務を行うこと。なお、本事業の実施にあたっては、専任の担当者を置き、事業全体の統括及び県教育委員会との連絡調整等を行うこと

(1) 教育事務所等との連絡調整

本事業の対応拠点及び各キャリア教育コーディネーターが担当する教育事務所を定め、教育事務所担当者及び県教育委員会が指定する小中学校とキャリア教育コーディネーターが常時連絡を取れる体制を整備する。

【担当地区】尾張教育事務所2名、海部教育事務所1名、知多教育事務所1名
西三河教育事務所2名、東三河教育事務所2名

(2) キャリア教育の年間計画の作成・体験活動等の実施

県教育委員会が指定する小中学校におけるキャリア教育の実情・ニーズを把握し、年間計画の作成や年間を通じて、体験活動等を学校担当者とともに実施する。実施に際しては、県教育委員会が提供する講座リスト等を活用する。

【学校数】40校(コーディネーター1名あたり5校、1校あたり10回程度訪問を想定)

(3) キャリア教育の年間計画、体験活動の企画等への指導・助言

県教育委員会が指定する小中学校におけるキャリア教育の年間計画や体験活動の企画について指導・助言する。指導・助言に際しては、県教育委員会が提供す

る講座リスト等を活用する。

【学校数】80校程度（コーディネーター1名あたり10校、1校あたり3回程度訪問を想定）

(4) 体験活動等受入先の開拓

企業・経済団体等を訪問等し、職場体験活動等のキャリア教育に関する体験活動の受入先の開拓を行い、県内の小中学校に提供する。また、開拓した受入先の利用状況を調査する。

(5) 教員対象の研修会の企画・運営

教員を対象としたキャリア教育に関する研修会を、県教育委員会の要望に応じて、企画・運営する。

【実施回数】5回（尾張教育事務所、海部教育事務所、知多教育事務所、西三河教育事務所、東三河教育事務所 各1回）

【実施場所】各教育事務所の会議室を想定

(6) 職場体験ツアーの企画・運営

生徒とその保護者、教職員を対象とし、県内の企業等の職場を体験したり、見学したりするツアーを企画し、参加者募集・運営を行う。なお、受入先企業の選定、体験内容や応募者多数の場合の選考方法等は事前に県教育委員会と協議すること。

【実施回数】4回（尾張教育事務所管内1回、海部教育事務所・知多教育事務所管内1回、西三河教育事務所管内1回、東三河教育事務所管内1回）

【参加者】各教育事務所管内の中学生とその保護者、教職員

【費用負担】ツアー開催経費のうち、体験に係る参加者個々の材料費・保険料については参加者負担とするなどし、当該委託料に含めないこと。

(7) 進捗状況の報告

(1)から(6)の進捗状況及び今後の見込みについて、月1回の頻度で県教育委員会に資料とともに報告する。

4 成果物

成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託業務実施報告書 紙媒体3部、電子媒体1部

報告書には実施内容を要約した概要版を添付すること。

(2) その他 県教育委員会が指示したもの

5 委託期間（実際に活動を行う期間）

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、令和9年2月26日までに、成果物を県教育委員会に提出すること。

6 業務日

県教育委員会、教育事務所及び学校担当者とキャリア教育コーディネーターが常時連絡を取れる体制を維持するため、要員の業務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

7 委託条件

- (1) 本事業を履行するにあたり、キャリア教育に関する研修講師の開拓、講演会の企画・運営等を行うことについて総合的なマネジメント能力が求められるため、こうした活動等の十分な能力を有すること。
- (2) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本業務に関するキャリア教育コーディネーターの旅費、受入企業・講師への謝金等、受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。ただし、体験等に係る参加者個々の材料費・保険料については、参加者負担とするなどし、当該委託料に含めないこと。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は愛知県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。